

令和4年度 学校安全教室推進事業 交通安全教室

【日程】令和4年10月25日（火）

【会場】大阪私学会館 4階 講堂

【主催】文部科学省・大阪府教育庁

令和4年度学校安全教室推進事業交通安全教室 実施要項

- 1 目的 交通安全教育に係る課題の解決に向けて、教職員の資質と指導力の向上を図り、各校における交通安全教育の推進に資する。
- 2 主催 文部科学省・大阪府教育庁
- 3 日時 令和4年10月25日(火) 14:00~17:00
- 4 会場 大阪私学会館 4階講堂
大阪市都島区網島町6-20
JR大阪城北詰駅 3番出口より西(右)へ徒歩2分

5 時程等

時刻	内容	講師等
13:30~14:00	受付	
14:00~14:05	開会・あいさつ	大阪府教育庁 教育振興室 保健体育課
14:05~15:35	講義 「道路交通法の改正に伴い適切に対応するために ～発達段階に応じた交通安全教育の在り方～」 (90分)	一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 教育推進室 主幹 大木裕史
15:35~15:50	休憩(15分)	
15:50~16:15	実践発表 「八尾翠翔高校における交通安全教育の取り組み」 (25分)	大阪府立八尾翠翔高等学校 生徒指導部長 日高 丈詞
16:15~16:40	講義 「二輪車関連事故防止対策」 (25分)	大阪府警察本部 交通総務課 自転車対策室
16:40~17:00	事務連絡	

6 対象者

- (1) 府立学校の交通安全教育担当教職員
- (2) 市町村教育委員会の指導主事等及び市町村立学校園の交通安全教育担当教職員
- (3) 私立及び国立の学校園の交通安全教育担当教職員

【講義】

**「道路交通法の改正に伴い適切に対応するために
～発達段階に応じた交通安全教育の在り方～」**

一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 教育推進室

主幹 大木 裕史

【MEMO】

令和4年度学校安全教室事業交通安全教室

道路交通法改正に伴い、適切な対応をするために

～発達段階に応じた交通安全教育の在り方～

一般財団法人 日本交通安全教育普及協会
教育推進室 主幹 大木裕史

(1) 全ての年齢層に対する自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務化

- 頭部受傷の交通事故において、ヘルメット着用による被害軽減効果は、統計上明らかであり、世代を問わず、着用在望ましい。
- 小・中学生のヘルメット着用は徐々に進んでいるが、その他の年代では着用在進んでいない。
- 第11次「交通安全基本計画」(H3～H7)において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を推奨



◎ 全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務化

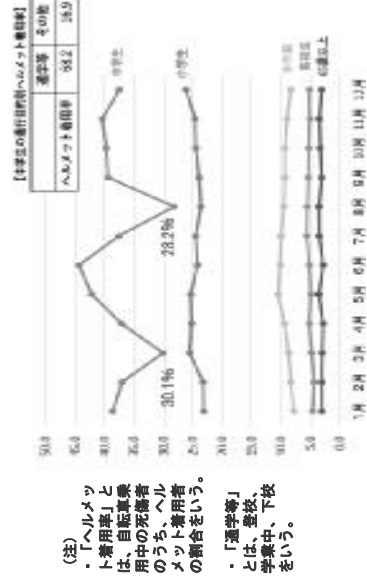
施行日：交付日（令和4年4月27日）から
1年以内の政令で定める日

1. 道路交通法の一部を改正する法律 (令和4年4月27日交付)に伴う 学校安全（交通安全）に係わる内容



自転車乗用中死傷者の月別ヘルメット着用率

図 自転車乗用中死傷者の月別ヘルメット着用率(平成21年～令和3年)



大阪府自転車乗用中のヘルメット着用状況

区分	大阪府	
	乗車率	着用率
男性	41%	41%
女性	41%	41%
合計	41%	41%

大阪府の15歳以下の自転車乗用中の死傷者のうちヘルメット着用率は8.4%にとどまる。

(令和3年大阪府の交通白書より作成)

中学生については、8月が28.2%、3月が30.1%と他の月と比較して低い。
さらに、通学等以外での着用率は16.9%にとどまる。

令和4年度「学校における交通安全教育に関する出席者アンケート」結果調査資料より

(2) 電動キックボード等の現状と新たなルール



キックボード



電動キックボード



特例 電動キックボード

電動キックボード

・現在は原動機付自転車（原付）として扱われる。

原付のルール（原付1種）

- ・速度制限： 30km/h
- ・走行場所： 車道のみ
- ・走行ルール： 免許帯同、ヘルメット着用、バックミラー、ナンバープレート等
- ・自賠責保険必須
- ・右折時は二段階右折
- ・二人乗り禁止



キックボード

・遊具

→自動車や自転車、バイクの仲間ではない。

道路交通法 第七十六条

- 4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。
(中略)
- 三 交通のひんばんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

※違反すると5万円以下の罰金

公道での走行は完全に禁止ではないが、交通量の多い道路では禁止となる。



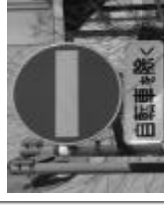
特例電動キックボード

・公道走行実証実験として、令和3年4月より、国の認可を受けた事業者のシェアリングサービスの電動キックボードは、**特例電動キックボード**となる。

・特例電動キックボードは小型特殊自動車として扱われる。

小型特殊自動車のルール

- ・速度制限： 15km/h
- ・走行場所： 車道、自転車道、**自転車**が双方通行可とされている一方通行の車道
- ・走行ルール： 普通自動車運転免許以上が必要、ヘルメット任意、バックミラー、ナンバープレート等…
- ・自賠責保険必須
- ・二段階右折禁止



自転車専用通行帯

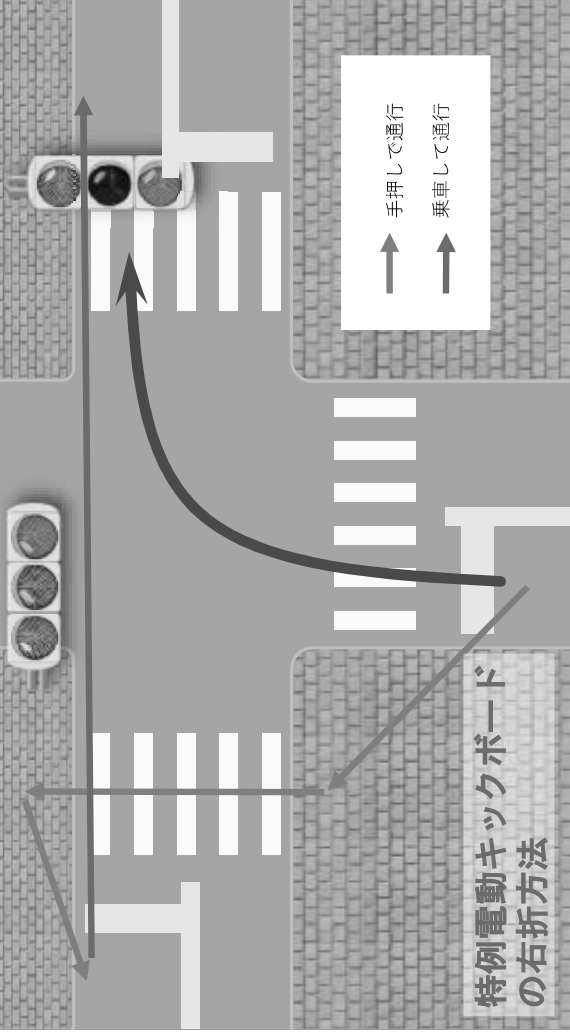


自転車専用通行帯 (自転車レーン)



特別電動キックボードで走行可能

路側帯 (相互通行は不可)



特別電動キックボードの右折方法

特別電動キックボードで走行不可

歩道

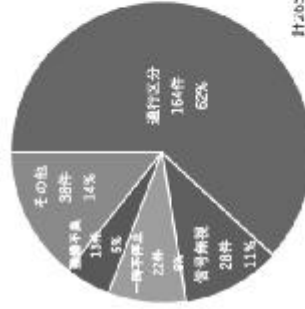


自転車歩行者道



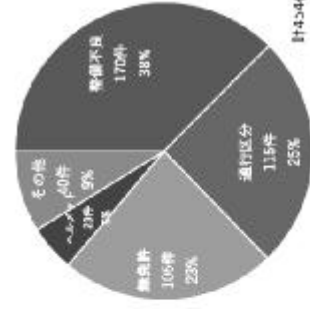
電動キックボードが関与する交通違反・事故の発生状況①

<違反件数 (令和3年9月~令和4年3月) >



※「その他」中、違反区分は3件

<被害者数 (令和3年9月~令和4年3月) >



※「その他」中、違反区分は1件

令和4年6月15日 (水)
第2回バーソナルモ
ビリティ安全利用官
民協議会
警察庁説明資料より

電動キックボードが関与する 交通違反・事故の発生状況②

<相手当事者別 (令和2～4年3月)>



<都道府県別 (令和2～4年3月)>



※その他：千葉1件、埼玉1件、群馬1件、石川1件、徳島1件、長崎1件

令和4年6月15日
(水)
第2回バーノンナルモ
ビリティ安全利用官
民協議会
警察庁説明資料より

改正後のルール①

交付日：令和4年4月27日
施行日：交付日から2年以内の政令で定める

●原動機付自転車のうち、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのあるものを「特定小型原動機付自転車」と定義することとする。かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として一定の基準に該当するものを「特定小型原動機付自転車」と定義することとする。

- ・ **最高速度**：一般的な自転車利用者の速度 (20km/h以下)
- ・ **車体の大きさ**：長さ190cm×幅60cm ※普通自転車と同じ大きさ
- ・ 上記基準を満たしたものが「特定小型原動機付自転車」という新たな分類になる。
- ・ 上記基準を満たさないものは、現行と同じ「原動機付自転車 (1種)」となる。
(**最高速度**：30km/h以下、**運転免許あり**、**ヘルメット着用義務** 等)

改正後のルール②

交付日：令和4年4月27日
施行日：交付日から2年以内の政令で定める

●特定小型原動機付自転車は、運転免許を受けずに運転することができることとする。
●十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならないこととする。
●特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡す者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従って特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならないこととする。

- ・ 16歳以上であれば、**運転免許なしで運転ができる。**
→ **16歳未満は運転禁止**
- ・ **販売やレンタル (シェアリング) 事業者は、電動キックボード利用者への交通安全教育を行う努力義務を課す。**
- ・ **16歳未満には、販売を禁止。(譲渡も不可)**

電動キックボードのルールは どう変わるのか？



現在 (10月3日)、分かっていること

改正後のルール③

交付日：令和4年4月27日
 施行日：交付日から2年以内の政令で定める

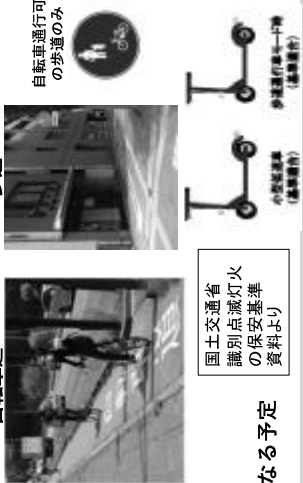
- 特定小型原動機付自転車は、自転車道を通行することができることとする。
- 特定小型原動機付自転車（特定小型原動機付自転車のうち、歩道又は路側帯（以下「歩道等」という。）を通行する時当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通行することとできるもの）であることを一定の方法により表示していることと、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当することと、他の車両を牽引していないものをいう。）は、道路標識等により特別特定小型原動機付自転車を通行することができることとされている場合には、歩道等と車道の区別のある道路においても、歩道等を通行することができることとする。

通行可能場所

- ・車道
- ・普通自転車専用通行帯
- ・自転車道（自転車レーン）
- ・一定の速度（6km/h以下）で、

通行可能な標識があれば、例外的に歩道を通行できる。

※車両区分が切替え可、識別点滅灯火の装置を設置となる予定

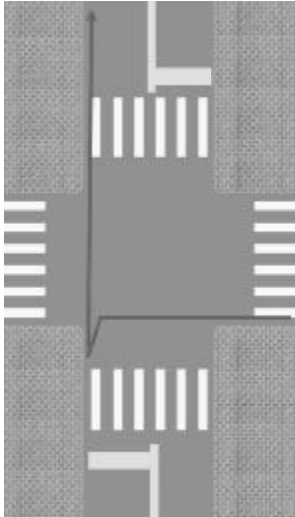


改正後のルール⑤

交付日：令和4年4月27日
 施行日：交付日から2年以内の政令で定める

- 特定小型原動機付自転車は、道路の左側端に寄って当該道路を通行しなければならぬこととするほか、右折するとき、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならぬこととする。

- ・道路の左側端に寄って通行。
- ・右折時は二段階右折。（原付と同じ）



改正後のルール④

交付日：令和4年4月27日
 施行日：交付日から2年以内の政令で定める

- 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならないこととする。
- 公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関する政令で定める特定小型原動機付自転車危険行為を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき、その者に対し、三ヶ月を超えない範囲内で期間を定めて、公安委員会が行う特定小型原動機付自転車の運転による危険を防止するための講習を受けるべき旨を命ずることができることとする。

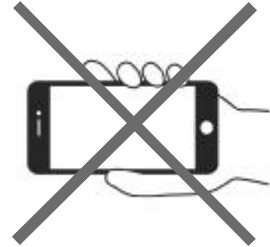
ヘルメット着用の努力義務

- ・最大三か月以内に悪質・危険な違反行為を繰り返す者には、講習の受講を命令。命令違反には罰則あり。



その他のルール

- ・ながら運転は禁止です。



- ・飲酒運転は禁止です。



新たな交通ルール（モビリティ社会）に向けた課題

令和4年4月27日 改正法 交付

現行のルールの周知徹底と
新たな交通ルールへ対応するため
適切な交通安全教育が重要



令和6年4月まで 改正法 施行予定

特定小型原動機付自転車の課題への対応

現在、個人所有の電動キックボードの多くはインターネットで購入されている。

・道路交通法の改正が施行により懸念されること
16歳以上免許不要・ヘルメット着用努力義務・歩道通行一部可(6km/h以下)

- ヘルメット着用の促進・・・努力義務であるが、被害軽減のため着用が基本
 - 運転免許を持たない購入者等・・・交通ルールの周知等の交通安全教育(歩道通行及び逆走禁止など)
 - 安全な車体の購入及びナンバープレーートの確実な取得と自賠責保険加入の徹底
 - 16歳未満の利用防止対策・・・利用者の年齢確認対策、又貸し・転売対策
- ◆ 駐車場 駐車場の確保

新たな交通ルール

(特定小型原動機付自転車)

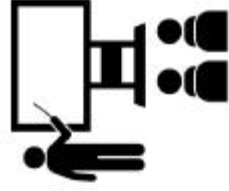
● 性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボード等について、自転車と同様の交通ルールを新たに定める。

<p>(1) 最高速度、車体の大きさ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最高速度：一般的な自転車利用者の速度(時速20km以下) ● 車体の大きさ：長さ190cm×幅60cm ※普通自転車と同じ 	<p>(2) 運転することができる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年齢制限(16歳未満は運転を禁止) 運転免許は不要 ● 販売やシェアリング事業者に対し、交通安全教育を行う努力義務を課す 	<p>現状では、原動機付自転車に該当し、免許が必要</p>
<p>(3) 通行場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車道、自転車道(対面通行可)、普通自転車専用通行帯(自転車レーン)を通行 ※最高速度の制約(6km/h)とそれに運動する要求をした場合は、例外的に歩道(自転車歩道通行可)等の通行可 	<p>(4) 乗車用ヘルメット</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての年齢層で、着用は努力義務 	
	<p>(5) 違反者に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象 ● 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習を命令(命令違反には罰則) 	

電動キックボードに対応した交通安全教育

原付・自動二輪等の運転免許を持たない生徒を対象
特定小型原動機付自転車(電動キックボード)に予想される交通安全教育

- ヘルメットの着用を推奨
- 交通ルールの知識と確認
- 違反や事故を起こした時の対応
- 実技として運転技術
- 混合交通下でのマナーやモラル
- 救命救急法
- ナンバープレーートの取得と自賠責保険の加入



16歳以上は運転免許不要となる以上、多くの高校生が電動キックボードの日常での乗用や、通学時への利用も予想される
教育委員会の基本方針を踏まえ、高等学校専修会、高P連の対応、地域の自動車学校や関係機関と連携した、高校生等を対象とした交通ルールの学習や安全運転講習等の交通安全教育が求められる

●「見えない危険」が想像しにくい



●大人を頼る、まねをしがち

- 児童は大人の様子をよく見て、まねをする
- ◆横断歩道があっても近いところを大人が横切ったりすると、渡れると思うとまねをします。
- ◆車が来ないからと大人が信号無視して横断すると、大人の判断はわからないため、渡れると思っ てまねをします。
- 大人(先生・保護者)は交通ルールやマナーを守り、きちんとしたお手本を示すことが大切
- 交通安全教育は「継続」が重要
→その場だけで終わらず、家庭でも連携した指導が効果的



【参考】政府インターネットテレビの動画
【聞いてナット得！～みんなで作る～】子供の交通事故防止より】

●青信号は「進むことができる」の意味です。



横断しているトラックが左折してきました。
青信号は「進め」という意味ではありません。
交差点では、自分で車などの状況を確認して、左右だけでなく、前や自分の後ろにも気を付けなければなりません。

状況によって安全が確保できなければ、進まないこともあります。

4. 自転車の安全利用についての指導

自転車安全利用五則も参考とし、自転車の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守など、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導を行うとともに、自転車を運転する際は、加害者側にもなり得ることから運転者の責任や保険制度についても指導する。

【文部科学省交通安全業務指導計画(1)学校における交通安全教育の推進 より抜粋】

2020年6月30日
一部改正

危険行為（15類型）

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥ 遮断器切入入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等
- ⑧ 交差点優先車妨害等
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止等
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反
- ⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ⑬ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反
- ⑮ 妨害運転

「自転車運転者講習制度」

3年間に2回以上摘発された
違反者に講習(3時間)受講を義務化

自転車運転者講習制度の流れ



14歳以上であれば、中・高校生も取り締まりの対象！

※受講しなかった場合：5万円以下の罰金

学校安全

5. 学校安全と交通安全教育

学校保健安全法 第27条第1項（学校安全計画の策定等）
 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

自転車損害賠償責任保険等の加入義務化

- ① 自動車任意保険・火災保険等の付帯特約
- ② 自転車保険
- ③ TSMマーク付帯保険
- ④ おおさか自転車保険

（「大阪府自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」で保険加入が義務化されました）

- 大阪府と事業連携協定を締結した保険会社と自転車専門店等から自転車条例にあわせて

保険商品の提案されている

自転車保険の種類	保険の概要
自転車向け保険	自転車事故に備えた保険(コンビニ、インターネット)
自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
個人賠償責任保険	火災保険の特約で付帯した保険
火災保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
傷害保険の特約	団体の構成員向けの保険
会社等の団体保険	PTAや学校が窓口となる保険
PTAの保険	全労済、市民共済など
共済	自転車の意匠に付帯した保険
TSMマーク付帯保険	カード会員向けに付帯した保険
クレジットカードの付帯保険	

例：TSMマーク付帯保険
（点検から一年以内）



- 死亡・重傷後遺障害 1億円(限度額)
- 入院15日以上 10万円(一律)

学校安全の活動と危機管理の対応



自ら考え、主体的に判断・行動できる子供の育成をめざして

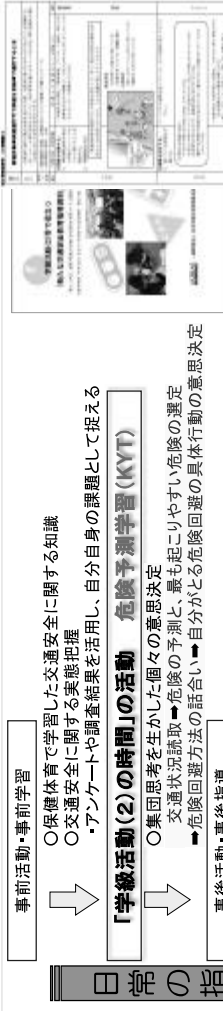
学校教育活動全体を通じた交通安全教育の学習指導・活動内容 例

交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 体育科の保健領域、保健体育科(保健)の交通安全に関する学習 ● 関連教科における交通安全に関する学習 (社会「外国語」外国語活動)等) ● 生活・総合的な学習の時間における交通安全に関する学習 ● 自立活動における交通安全に関する学習 ● 特別な教科である道徳における交通安全に関する学習 <p>例)「通学路安全マップ」を基にした危険予測・危険回避能力の育成</p>
交通安全学習	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別な教科である道徳における交通安全に関する学習 ● 特別な教科である道徳における交通安全に関する学習 <p>例) 節度・節制 遵法精神 公徳心 公共の精神 生命の尊厳</p>
交通安全指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級活動(2)・HR活動における交通安全指導(危険予測の学習) ● 学校行事 例)交通安全教室 校外学習実施に係る交通安全指導 ● 児童会活動、生徒会活動、クラブ活動 <p>例) 登下校時の交通安全 高年生による主体的な交通安全活動</p>
交通安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常の学校生活における交通安全指導 ● 部活動等の課外における交通安全指導 ● 学校・家庭・地域と連携した通学路の点検(危険箇所の抽出・分析・管理と組織体制の適正な評価・改善) ● 事故発生時の心のケア、危機管理マニュアル作成・見直し・改善と想定訓練 ● 通学用自転車整備・点検など
交通安全組織活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 校内の協力体制・教職員研修 ● 交通安全組織指導、地域と連携した通学路立明指導など

特別活動(学級活動(2))における交通安全指導

- 「学級活動(2)日常生活や学習への通応と自己の成長及び健康安全」
- 自他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つため必要なことを理解する。
 - 進んで決まりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成する。

※小学校学習指導要領 解説 特別活動編(学級活動) 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 参照



- 事前活動・事前学習
- 保健体育で学習した交通安全に関する知識
 - 交通安全に関する実態把握
 - アンケートや調査結果を活用し、自分自身の課題として捉える
- 「学級活動(2)の時間」の活動 危険予測学習(KYT)
- 集団思考を生かした個々の意思決定
 - 交通状況採取→危険の予測と、最も起こりやすい危険の選定
 - 危険回避方法の話し合い→自分がとる危険回避の意思決定
- 事後活動・事後指導
- 学級活動の授業後 自己決定の振り返りや事後アンケートによる検証 授業改善へ
 - 学校行事(例:交通安全教室等)の実践的な集団活動を通して 総合的・汎用的な力に変える
 - 家庭・地域・関係機関と連携した実生活や実社会で実践できるようにする
 - 日常随時の一斉指導(朝や帰りの会、短学活(S.H.R)等)；自己決定したことの実践・習慣化や実践を振り返る

https://www.jalifas.org/...
研修・教育活動>2.教育指導者の支援>6.交通安全教育の推進で役立つ指導資料の提供と評価(指導資料PDF)を参照ください。

教科等横断的なカリキュラムマネジメントに基づく計画的な実施

教科等(体育科・保健体育科等)における交通安全学習

～各学校段階に応じて身に付けるべき事項(各校種別の学習指導要領より)～

【高等学校】 ※高等学校学習指導要領(保健)の交通安全生活 7知識及び技能 ⑦安全な社会づくり(交通安全 参照)
○ 交通事故を防止するには、自他の生命を尊重するとともに、自分自身の心身の状態や周りの環境、車両の特性を把握する。個人の適切な行動、交通環境の整備が必要であることを理解できるようにする。また、交通事故には補償をばしめとする法的責任などが生じうることを理解できるようにする。(将来、二輪車や自動車の運転者として、交通社会の一員となることを考慮し、運転者としての責任、加害事故防止や事故発生時の適切な対応が必要なことの視点を重視する。)

【中学校】 ※中学校学習指導要領(保健体育科(保健分野)(3)(7)(4)参照)
○ 交通事故や自然災害などによる被害は、人的要因や環境要因などが関わって発生することについて理解を深めること。
○ 交通事故等による被害の多くは安全な行動、環境の改善によって防止できることについて理解を深めること。

【小学校】 ※小学校学習指導要領(体育科(5)学年及び6学年)G保健(2)-(7)参照
○ 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となつて起こるけがの防止には、周囲の危険に気づくこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であることを理解すること。

【幼稚園等】 ※幼稚園要領 第2章 健康 内容の取扱い(6)参照
○ 情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付けるようにする。
○ 情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付けるようにする。

【特別支援学校】 ※特別支援学校幼稚園教育要領(小学校・中学校)学習指導要領参照
○ 児童生徒等の一人一人の障害の状態を適切に把握し、教育活動全体を通じて安全教育を推進する体制をつくる。

教科等横断的なカリキュラムマネジメントに基づく計画的な実施

学校教育全体を通じた計画的な指導

学校安全計画(例)



● 限られた時間で、発達段階に応じた学校安全計画に確実に位置づける

● 全教職員の共通理解して実践

● 実践後の検証数値化して改善へ

事故を未然に防ぐための安全管理

5. 地域と連携した通学路の安全確保

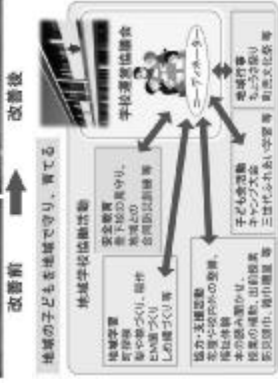
JAIRAS 一般社団法人
 JAIRAS 日本交通安全教育普及協会

1. 香川県観音寺市立豊浜小学校 17年間、毎年行う「マップウォーク」②

マップウォーク後に提出された問題点(例)

問題点	問題点	対策
A	●歩道が狭い ●歩道が凹凸がある ●歩道が段差がある ●歩道が横断歩道と重なっている	●歩道の幅を広くする ●歩道の凹凸を平らにする ●歩道の段差をなくする ●歩道と横断歩道を分離する
B	●横断歩道の幅が狭い ●横断歩道の幅が不揃い	●横断歩道の幅を広くする ●横断歩道の幅を揃える
C	●横断歩道の幅が狭い ●横断歩道の幅が不揃い	●横断歩道の幅を広くする ●横断歩道の幅を揃える
D	●横断歩道の幅が狭い ●横断歩道の幅が不揃い	●横断歩道の幅を広くする ●横断歩道の幅を揃える
E	●横断歩道の幅が狭い ●横断歩道の幅が不揃い	●横断歩道の幅を広くする ●横断歩道の幅を揃える

①歩道帯の設置



「学校における交通安全教育に関する協議会」(シンポジウム資料より)

1. 香川県観音寺市立豊浜小学校 17年間、毎年行う「マップウォーク」①

本年度6月11日(水)の様子



「学校における交通安全教育に関する協議会」(シンポジウム資料より)

2. 子供の視点等で、通学路の危険を発見するポイント例 ①

1. 横断歩道

- 子供たちが渡る前に待つ安全な待機場所が狭い
- 交通指導員さんや地域の交通ボランティアさんが見えない
- 植え込みや樹木などでドライバーから子供たちが見えにくい
- カーブの直近、フェンスの遮蔽物などドライバーから横断歩道が見えにくい

2. 歩道・路側帯

- 安全に歩ける十分な路側帯の幅員がない
- 道路に駐車車両が多かったり、自転車が放置されていて、車道にはみ出さないで通行できない
- 歩道が途中でなくなり、車道を歩く場所がある
- コンビニやスーパー、病院など駐車場に面し、車の出入りが多い



兵庫県立東播磨高等学校におけるモデル事業(概要)

- ▶ 日時：2020年7月9日(木)10:35～12:30
- ▶ 会場：兵庫県立東播磨高等学校
- ▶ 主催：一般財団法人日本交通安全教育普及協会
- ▶ 協力：東播自動車教習所
- ▶ 対象：1年生1クラス(40名) コロナ禍のため代表クラスのみ実施

時間	グループA	グループB	グループC
10:35～10:40	5	集合(移動)	
10:40～11:10	30	グループディスカッション 【校舎内】	法規学習 【1-1教室】
11:10～11:20	10	休憩・移動	
11:20～11:50	30	法規学習 【1-1教室】	グループディスカッション 【校舎内】
11:50～12:00	10	休憩・移動	
12:00～12:30	30	法規学習 【校舎内】	グループディスカッション 【校舎内】
12:30～		終了	

地域の自動車学校と連携した高等学校における交通安全 法規学習事例

- ▶ 自転車の交通ルール(自転車安全利用五則)の講義
- ▶ 事故事例等を盛り込み、自転車事故は他人事ではないことを理解する



地域の自動車学校と連携した高等学校における交通安全 体験学習事例

- 下記2種の項目について、体験学習を実施(保健体育の授業)

イヤホン実験

ヘッドホンで音楽を聴いている時に、後ろから自動車が接近してくると、どのタイミングで気づくか実験し、自動車に気づけなくなる危険性を体験

自動車の死角

自動車の運転席に乗り、運転者からはピラー(窓枠)等に隠れて見えない場所があることを体験させ、アイコンタクトの重要性や交通者とのコミュニケーションの必要性を学ぶ



地域の自動車学校と連携した高等学校における交通安全学習

グループディスカッション事例

- ▶ 高校生徒の自転車通学風景を撮影した動画を視聴し、どのような交通違反があるか、その違反によりどのような事故が考えられるか、個人で考えワークシートに記入
- ▶ 映像の中で違反していた人を自分に置きかえ「なぜ危険な行動をしてしまうのか」「どうすれば安全に行動できるようになるのか」を考える
- ▶ グループでお互いの意見を発表し共有する
- ▶ 自転車事故に遭わない・起こさないための「行動目標」を考える(模範解答ではなく、本当に自分でできることとして、ワークシートに記入する)



地域の警察と連携した交通安全 指導事例

警察との連携した事例：「自転車指導警告票」の情報 対象は14歳以上

【ソフト面】

- 交通安全教室
- 交通安全教材作成
- 各種情報の提供
- 道路交通安全の改正
- 自転車指導警告票
- 交通事故等の件数

【ハード面】

- 通学路の合同点検
- 危険個所の改善
- 通学路安全アドバイザー（警察OB等）
- 交通安全推進会議等
- 自転車無事故無違反ラリー運動

・情報提供を受け取るための条件整備・手続き
・提供された情報の活用方法の検討

【例：自転車指導警告件数】

警察団体の 区分(区役所・市役所・ 警察本部)	違反種別						合計								
	無 名 通 行	道 路 交 通 法 第 1 1 条 第 1 項 第 1 号 の イ	道 路 交 通 法 第 1 1 条 第 1 項 第 2 号 の イ	道 路 交 通 法 第 1 1 条 第 1 項 第 	道 路 交 通 法 第 1 1 条 第 1 項 第 4 	道 路 交 通 法 第 1 1 条 第 1 項 第 5 									
合計	112	180	599	87	258	183	216	55	111	372	4	1	2	13	2193
平均	2.8	3.8	12.4	1.8	5.8	3.8	4.0	1.7	2.8	7.8	0.0	0.0	0.0	0.3	4.8

中学校の自転車安全指導の展開 事例

自転車通学風景の動画視聴により、危険行動の要因や安全な行動を考えるための情報を共有

【原因の追究】・【課題の話し合い】

① 自転車通学風景を撮影した動画を視聴し、どのような交通違反があったか、また、どうして安全確認をしない人が多いのかを小グループで話し合う(他者観察・ミラーリング法)

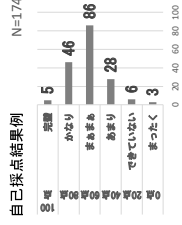
- 【生徒の回答】・自分なら大丈夫と思っている、急いでいるから止まるのが面倒くさいから・時間がいないから
- として大丈夫と思うのか？ 面倒くさいとはどういうことか？

② 自分が日ごろの程度、安全確認ができていないかを自己採点100点満点で何点か？

(100点:完璧にできていない20点:できていないことが多い0点:まったくできていない)

【行動目標の設定】・【意思決定】

③ 100点満点(安全行動)にするにはどうすれば良いか、各自の「行動目標」を考える(正しい意見ではなく、自分ができる目標として考える)



高校生が主体的に取組む交通安全活動の指導事例

高校生が日頃の自分たちの課題を共有し、主体的に問題解決していく交通安全の取組について実践発表や意見交換等を行うことを通じて、交通安全防止や交通ルール・マナー向上を図る活動

【文部科学省学校安全ポータルサイト 今月のニュースバックナンバール 令和3年9月号より】

- (1) 実践事例発表
 - 宮城県立高等学校
 - 地域の方々とともに行っている交通安全運動
 - 近隣の小中学生とともに防犯活動として行ったナイトパトロール
 - 自転車無事故連続日数の掲示
 - 自転車ハザードマップ(高校周辺の危険箇所を示した地図)などの取組の紹介

- 【岩手県立高等学校】
 - 新入生向けの自転車の安全な運転を啓発する交通安全CM動画の制作の紹介

- 【高知県立高等学校】
 - 県の条例で着用義務のヘルメットの着用率をあげることを目指し、交通安全推進委員会を中心に取り組んだ「交通安全新聞」の発行、毎月の「ヘルメット着用週間」の紹介
 - 着用率50%を目標に、ヘルメットを着用した「●●市ゆるキャラ」とキャンペーンを展開

- (2) パネルディスカッション：テーマ「高校生が主体的に取り組む交通安全活動防止とヘルメット着用」

宮城県内の各高校から日頃の交通安全の取組の紹介 実践発表から学んだことや、どのようにしたら高校生の交通安全の意識を高めることができるかについて活発な意見交換 ヘルメットの着用については、デザイン性を高めるアイデアや、自らヘルメットをかぶり着用を呼びかける、ヘルメットの効果を学ぶなどの意見。

中学校の自転車安全指導の事例【オンライン・タブレット活用 (R3.5.25)】

- 中学校における、オンラインとICT(タブレット端末)を活用した新しい形式による授業として実施
- 座学(自転車の交通ルール等)の中で簡単な発問に対して、生徒はタブレットで回答
- 教育用アプリを使って、学級の回答状況が数値化されたり、生徒も他の生徒の意見が分かる
- ディスカッションについても小グループで話合った内容を、タブレット端末を活用して全体で共有



講師は外部(遠隔)から配信



教室でオンライン授業を受ける様子



ディスカッションで話合った内容を代表がまとめてタブレットに入力
各グループの内容は生徒のタブレットに表示される



話合った内容を学級全体に共有

小学校における危険予測学習のねらい



「どのような」かどうかすれば」オープンクエクションで発問

(ア) 危険感受性を高める

直面する交通状況等にある顕在危険
(見える危険)、潜在危険
(見えない危険)を予測する。

(イ) 危険回避能力を高める

予測される危険に対する最適な回避方
法を選択し、自己決定する。危険予測
の一般化ができる(汎用的な力)こと
で、新しい場面に出くわしても、適切
な安全行動ができる。(適応力)

(ウ) 交通社会人としての自覚を高める
他者及び自らの次の行動に伴って発生
する可能性のある危険にも気づき、冷
静な判断のもと、安全な行動が取れる
ようにする。

シミュレータを活用した参加体験型交通安全教室 指導事例

① 歩行シミュレータ

- 単なる交通ルール学習ではなく、死角から飛び出てくる自転車等の潜在的な危険や、青信号での横断中の右左折車の危険等、現実的に即した複雑な体験と危険予測からなる「考えさせる」構成
- 新型コロナウイルス感染症対策として、今年度は学校の要望に応じ、複数学級同時あるいは学年全体で実施する場面もある



② 自転車シミュレータ

- 交通ルールや正しい交通マナーの学習に加えて、死角から飛び出てくる自動車等、現実的に即した複雑な交通場面を体験することで、起こりうる危険を予測・回避し、安全に乗りこなせる方法を実践的に学ぶことができる
- 新型コロナウイルス感染症対策として、今年度は学校の要望に応じ、複数学級同時あるいは学年全体で実施する場面もある

交通安全オンライン教室(Webサイト)の開設

- 作成した教材コンテンツの公開・普及を目的としたプラットフォーム(Webサイト)「交通安全オンライン教室」を開設
- 危険予測学習等をテーマとした動画を公開している「メインページ」、ワークシート・指導案を公開している「指導者向けページ」の2種を作成 (お試しく下さい!)

メインページ

<https://ts-online.jatras.or.jp/>

【Webサイト イメージ】



学習対象を選択し、動画ページへ入る入口

指導者向け

<https://ts-online.jatras.or.jp/teacher>



動画は、学習の進行に合わせて分割し、ボタンを選択すると画面の手前に表示されて再生する仕様



指導者向けページでは、対象・コンテンツ別のワークシート・指導案を表示・ダウンロードが可能

発達特性に応じた交通安全教育の効果的な学習指導 事例

- 金沢大学附属特別支援学校 吉岡 学先生 「学校における交通安全教育に関する協議会」(シンポジウム)資料より

● 好ましい指導設定

- ・ 移動とは、何かしらの目的がある行動
- ・ 児童には、目的を定めて学習を行うことが有効

金沢大学附属特別支援学校



「コミュニケーションボードを使ってパン屋へ行く」(模擬場面)



工業高等学校との交流及び共同学習



「安全に買い物しよう」(模擬場面) 自転車シミュレータを活用 危険予測学習

● わかりやすい教材

- ・ 知的障害児の日常生活を具体的に再現できる
- ・ 繰り返し「学習したこと」、「行動すること」を再現できる

さいたま市立小学校特別支援学級

日常的な交通安全の一声(ひとこえ)指導 事例

例：小学校の登校指導

- みんなと仲良く、交通ルールを守って安全に通行するよう指導しましょう。
- 下級生は、他の人に迷惑をかけないように気をつけ、上級生は下級生をいたわり、信頼されるように自分の行動に責任を持つよう指導しましょう。
- 元氣よく挨拶する習慣を身につけるためにも、交通指導員さん等、横断歩道や交差点で旗振りされている方へも明るく挨拶しましょう。
- 登校班で集団登校するときも、一人一人が安全を確かめて通行するよう指導しましょう。
(信号が渡る途中で赤信号に変わったときの判断)

例：中学校・高等学校の自転車指導

- 帰りの会(SHR等)で、「今日は雨が降っているので、カッパを着て気をつけて、一列で・・・」。
- 部活等で暗い夜道を自転車で帰る生徒に、「ライトは点くか、(タイヤの)空気は大丈夫かな、確かめるよ・・・」。

先生の日常からの安全指導の積み重ねが、子供の命を今、そして生涯、守ります。

「大切な命をお預かりしている」という思い、児童・生徒が、交通事故等に関わることのない、豊かな人生を送れるように・・・という願いを持ち、粘り強く、繰り返し指導していくことが大切です。

高校生の自動二輪車等交通安全講習の事例



平塚市内高校生を対象に自動二輪車講習
神奈川県平塚市アムステルダムホール



自動車学校を卒業した、高校生の自動二輪車等交通安全講習
地域の高校生が約110名の生徒が参加し、免許取得の多い学校では約50名の生徒
が参加しており、高校のなかで講習について保護者へ知らせている



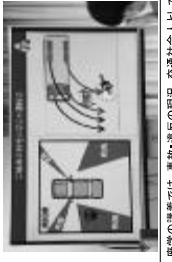
講習所で普通二輪免許を取得した生徒は救命状態
法(MRI)を維持しているが、免許取得の生徒の中で
には乗換経験がない生徒ばかり実車を運転させる



走行開始後、白バイ隊員の先導で慣熟走行
18歳以上ならば普通二輪免許の取得が可能のため、
40ccorバイクも参加できる

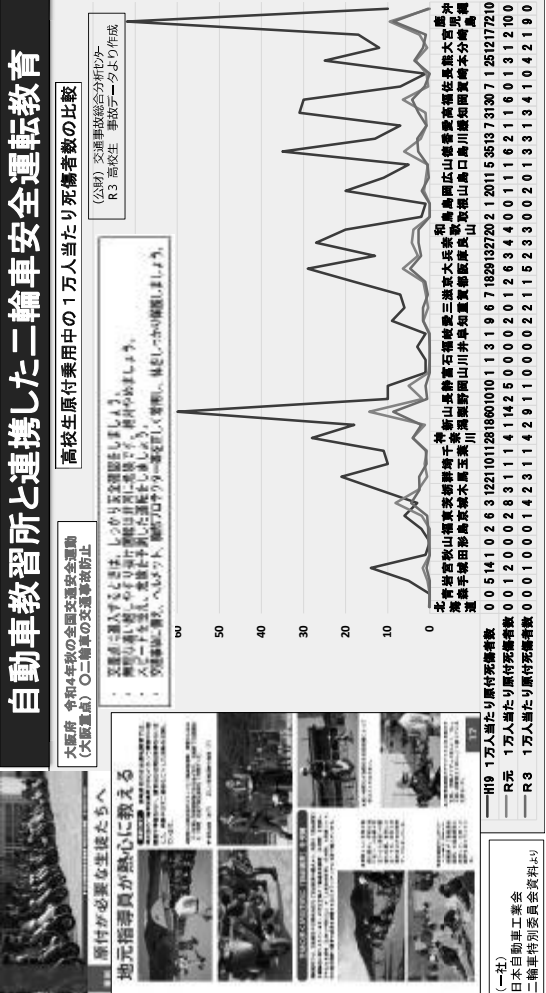


バイク事故頻発の上記である交差点での右車事故を再現、トランプで
視界が遮られる中、多方向や右折車の動きに注意し、一時停止/左右
確認してから通行する



講習の準備中は、警察・消防の両方、交通社会人として
の自覚と責任、交通法規のお話もあつた。若狭の行の危
険、大型車の内輪差の危険やATを取り入れた公道走
行中の様々な場面に詳しく危険を認識する危険予測、
レーニンカなども行う

自動車教習所と連携した二輪車安全運転教育



7. おわりに

子どもの交通安全に果たす学校・家庭・地域の役割と活動

学 校
生涯にわたり、安全に行動できる人間の育成

家 庭
基本的な生活習慣の確立

地 域
地域一体での実践、ボランティア活動の推進

「歯磨きのキチンとできない子どもは、
交通事故に遭いやすい傾向がある」
日本体育大学名誉教授吉田肇一郎先生(学校
安全・保健体育)

・家庭における生活習慣の確立
「交通安全は家庭から」(交通安全母の会提唱)
交通事故のニュースを身近なこととして交通安
全を話題にする家庭が多くなるように。

○「もしかして」危険予測の意識を持たせる。
○自分をコントロールできる力を持たせる。
○住む地域の実情に合った交通安全教育

「人生は一度、命はひとつ」

交通安全教育は命の教育

ご清聴ありがとうございました。



JAIRAS 一般社団法人
日本交通安全教育普及協会

【MEMO】

【講義】

「八尾翠翔高校における交通安全教育の取組み」

大阪府立八尾翠翔高等学校
生徒指導部長 日高 丈詞

【MEMO】

○八尾翠翔高校といえは

大阪一遅刻の少ない府立高校

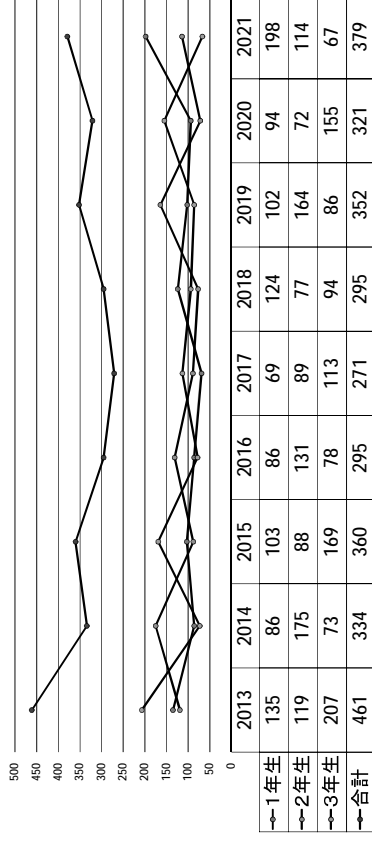


○学校創立時のコンセプト

府立学校にこんな学校

ひとつあってもいいやん

過去9年間の遅刻者の推移(年間)



過去9年間 遅刻・欠席数

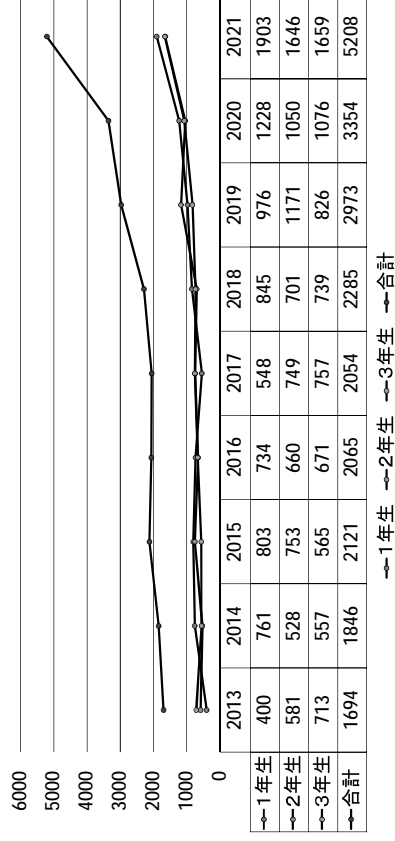
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
遅刻数	461	334	360	295	271	295	352	321	379
欠席数	1694	1846	2121	2065	2054	2285	2973	3354	5208

○遅刻目標

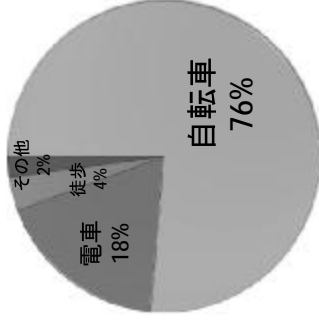
各学年アンダー100!



過去9年間の欠席者の推移(年間)



自転車指導の取組み 通学方法



自転車(462名 約76%)
 電車(109名 約18%)
 徒歩(21名 約4%)
 その他(13名 約2%)

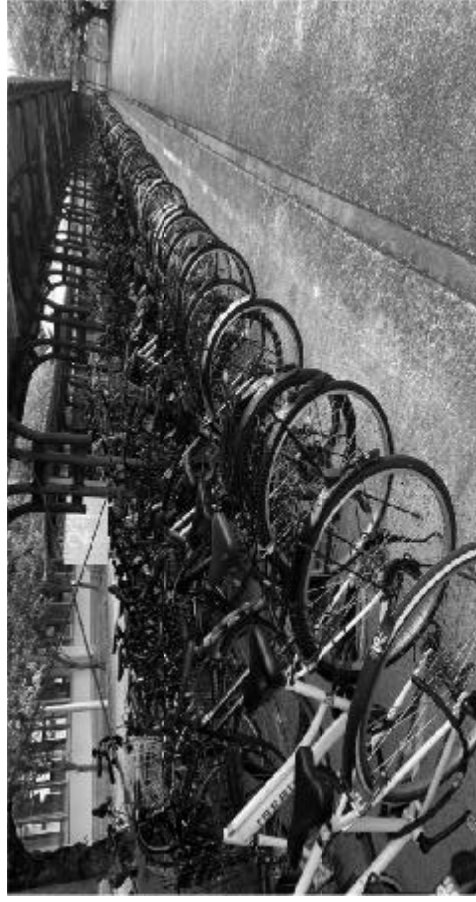
自転車指導の取組み

○違反事項

- ・乗車中の携帯電話使用、イヤホン着用、傘さし運転、二人乗り
- ・校内駐輪違反 指定場所以外の駐輪、ステッカーなし無届け
- ・その他校外での違反

○自転車指導

- ・本校のルールに違反したら、5日間連続早朝登校
- ・8:00~8:25まで自転車並べ



○交通安全講習会

・令和4年4月28日(木)5限目 13:20～14:10

・講師 八尾自動車教習所より2名

・内容

- ①講義 自転車事故の現状
- ②実技講習 自転車シミュレータによる実習
商店街や交差点など事故が起きやすい場所、
雨天時や夜間など事故が起きやすい状況で
自転車で通行するときに気を付けること など



○スケアード・ストリート方式による交通安全教室

- ・令和3年12月13日(月)4限目 11:45~12:35
- ・講師 八尾警察署より1名 他スタントマン5名
- ・内容

①講義

自転車事故の現状

②実演

自転車事故の危険性

例) 運転者の死角から飛び出す自転車

自動車のドアが急に開くとき

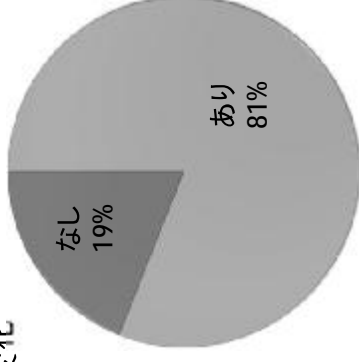
時速40kmの事故の衝撃 など



17

○スケアード・ストリート方式による交通安全教室

- ・安全意識の変化



19



18

○スケアード・ストリート方式による交通安全教室

- ◎アンケート結果 その1

- ・友達と並走やしゃべりながらの走行に注意しようと思った。
- ・看板、標識に注意しようと思った。視界が悪ければ特に注意。
- ・事故の感じがつかめて恐ろしいと思った。
- ・ゆっくりと周りをみて走行しようと思った。
- ・自分がルールを守っていても、事故は発生すると気づいた。
- ・もっと余裕を持って行動しようと思った。



20

○スケアード・ストレイト方式による交通安全教室

◎アンケート結果 その2

- ・自転車では左側通行を意識しようと思った。
- ・危険はいつもそばにあることに気づかされた。
- ・自転車が車の一種であるという意識が強くなった。
- ・車の死角や内輪差を意識しようと思った。
- ・「どうせ事故らない」という考えは改めようと思った。
- ・ぐしゃぐしゃの自転車をみて**40km**の速度の意識が変わった。

○免許取得者講習会
・免許証登録カード

免許証登録カード	
1年	種別
2年	種別
3年	種別
4年	種別
5年	種別
6年	種別
7年	種別
8年	種別
9年	種別
10年	種別
11年	種別
12年	種別
13年	種別
14年	種別
15年	種別
16年	種別
17年	種別
18年	種別
19年	種別
20年	種別
21年	種別
22年	種別
23年	種別
24年	種別
25年	種別
26年	種別
27年	種別
28年	種別
29年	種別
30年	種別
31年	種別
32年	種別
33年	種別
34年	種別
35年	種別
36年	種別
37年	種別
38年	種別
39年	種別
40年	種別
41年	種別
42年	種別
43年	種別
44年	種別
45年	種別
46年	種別
47年	種別
48年	種別
49年	種別
50年	種別
51年	種別
52年	種別
53年	種別
54年	種別
55年	種別
56年	種別
57年	種別
58年	種別
59年	種別
60年	種別
61年	種別
62年	種別
63年	種別
64年	種別
65年	種別
66年	種別
67年	種別
68年	種別
69年	種別
70年	種別
71年	種別
72年	種別
73年	種別
74年	種別
75年	種別
76年	種別
77年	種別
78年	種別
79年	種別
80年	種別
81年	種別
82年	種別
83年	種別
84年	種別
85年	種別
86年	種別
87年	種別
88年	種別
89年	種別
90年	種別
91年	種別
92年	種別
93年	種別
94年	種別
95年	種別
96年	種別
97年	種別
98年	種別
99年	種別
100年	種別



○免許取得者講習会

- ・本校は免許証の取得可能
- ・免許取得のために授業日に学校を休むことは禁止（懲戒対象）
- ・登下校時や制服着用でバイクに乗ることは禁止
- ・6月と1月の年2回開催で免許証登録者は全員参加
- ・八尾自動車教習所から講師を派遣
- ・約**30**分の安全講習会

○まとめ

- ・交通安全講習会は、日常の自転車乗車の振り返りにつながる。
- ・自転車シミュレーターでの実習は、細かな道路上のルールの確認や、危険予測の能力向上に効果的である。
- ・スケアード・ストレイト方式は、安全意識を高める効果がある。
- ・事故を減らすためには、普段から時間にゆとりをもって行動することが大切である。



【MEMO】

【講義】

「二輪車関連事故防止対策」

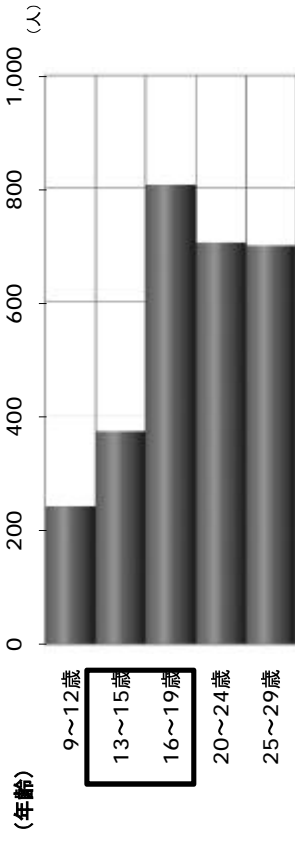
大阪府警察本部 交通総務課 自転車対策室

【MEMO】

二輪車関連事故対策

大阪府警察本部交通総務課自転車対策室

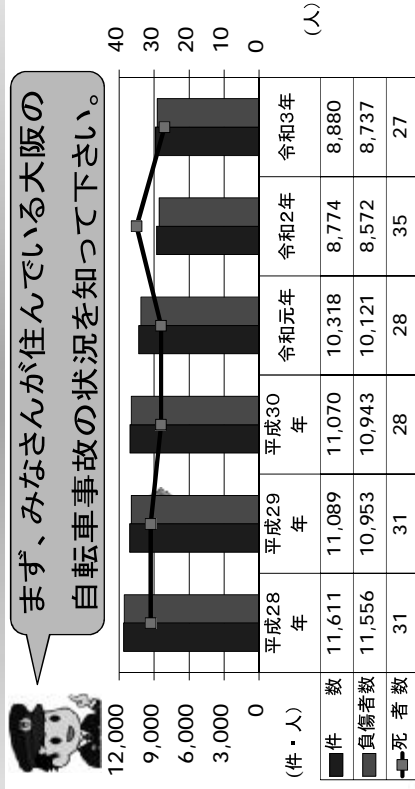
●年齢別の自転車乗用中の負傷者数(2021年中)



年齢別で見ても自転車事故が特に多いのは、高校生の年代です。
中学生の時に自転車のルールを身に付け、事故を防止しましょう。

1 大阪の自転車事故の状況

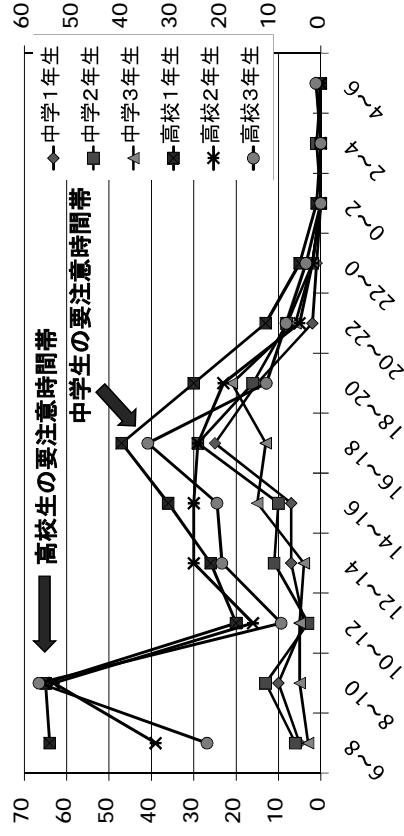
●自転車事故の経年推移



まず、みなさんが住んでいる大阪の自転車事故の状況を知って下さい。

年間で8千件以上の自転車に関係する交通事故が発生しています！

●学年別時間別の自転車乗用中の負傷者数(2021年中)



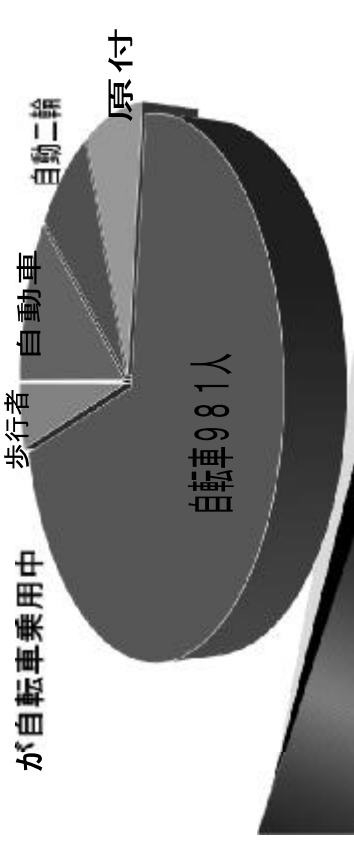
中学生は、16~18時台に
高校生は、通学時間帯の6~10時台が
最も多く交通事故が発生しています。

● 中高生の状態別死傷者数(2021年中)

中高生のみなのですが、どのような時(歩行中、自動車同乗中、自転車乗用中等)に事故に遭っているかを見てくださいと...



中高生の事故の約7割



● 二輪車事故の特徴

○ 「単独事故」に注意!! 単車・自動車を問わず

単独走行中にガードレール等に衝突して亡くなっています。スピードの出し過ぎ、体調管理に注意しましょう。

○ 「右直事故」に注意!!

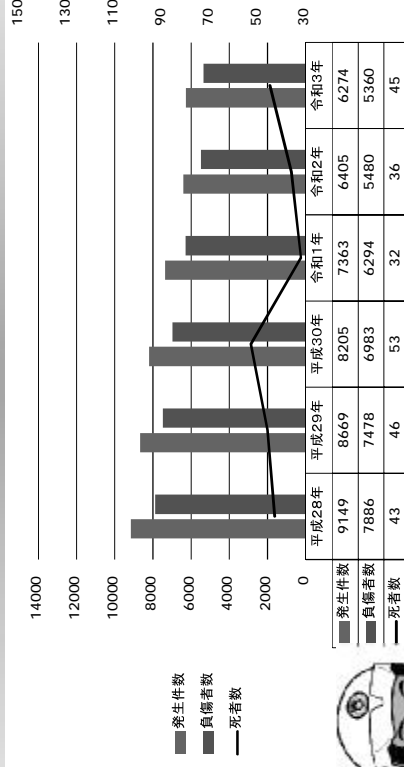
- ・二輪車は実際よりも「小さく」「遅く」「遠く」に見えます。しっかりと二輪車の動きに注意しましょう。
- ・交差点を右折する際は、対向の右折車両の動きに注意しましょう。



(令和4年上半年期、二輪車に係る死者数が**24人!**
全死者数の34.3%を占める)

2 大阪の二輪車事故の状況

● 二輪車事故の概要



過去6年間の大阪で発生した二輪車事故に
なります。

交通事故は交差点等で多発!

- 令和4年上半年期、交差点や交差点付近での死者数は
46人(全体の65.7%)
- 右左折する際、歩行者・自転車がいないか
等の安全を確認する。

※ 車には死角があります。歩行者等が死角に隠れて
いるかもしれません。しっかりと確認しましょう。



※ 二輪車は、車体が小さいため、実際の距離より遠く
にいるように感じます。
二輪車の動きをよく見て、安全に進行しましょう。



学校の先生方は、

大変お忙しいと思います・・・

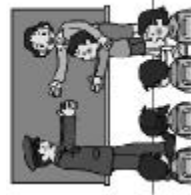
ですが・・・

子どもたちの「命」を守るためには

警察だけではなく、

家庭や学校での交通安全教育が

欠かせません・・・



年齢に応じた段階的な交通安全教育により、
自転車を安全に利用する知識・技能の取得が

非常に重要になってきます！



自転車の定義

- 車両の定義 [道交法第2条第1項第8号]
⇒自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- 軽車両の定義 [道交法第2条第1項第11号]
⇒自転車、荷車その他人の力もしくは動物の力により、または他の車両にけん引されるもので、レールを必要としない車をいう。
- 自転車の定義 [道交法第2条第1項第11号の2]
⇒ペダルレスはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車で、レールを必要としないもの。

車両

軽車両

- 被牽引車
- 馬・馬車
- そり
- 荷車
- 自転車

自動車

原動機付自転車

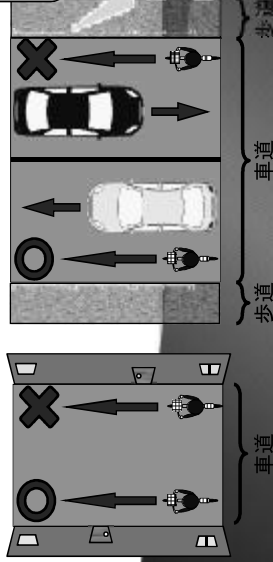
自転車は
車両の仲間
です



自転車の走行する場所

- 車道通行 [道交法第17条第1項抜粋]
⇒自転車は、歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。
(ただし、道路外の施設や場所へ出入りするためやむを得ず歩道または路側帯を横断するときは、この限りでない。)
- 左側通行 [道交法第17条第4項、第18条第1項抜粋]
⇒自転車は、道路(車道)の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければならない。

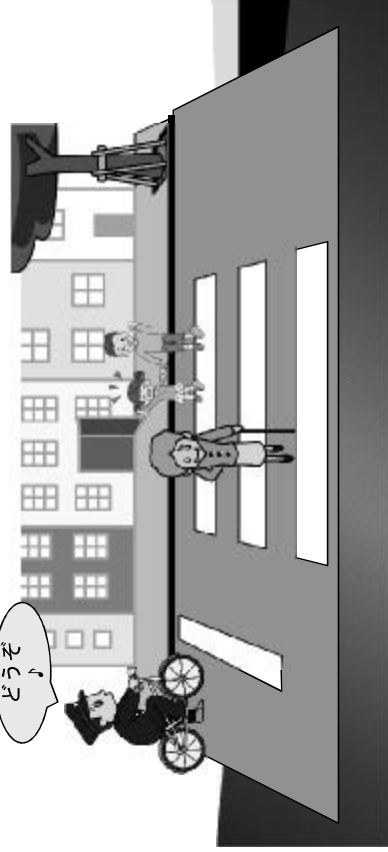
原則！
右側通行は、逆走で
す。危険な違反です！！



横断歩道通行時のルール

- 横断歩行者等がいる場合の一時停止 [道交法第38条第1項]
⇒ 自転車は、その進路の前方の横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにならなければならない。

どうぞ！



安全ルールを守る

- 酒気帯び運転の禁止 [道交法第65条第1項抜粋]
⇒ 何人も酒気を帯びて車両等（自転車）を運転してはならない。
- 並進の禁止 [道交法第19条]
⇒ 自転車など軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。
- 二人乗りの禁止 [道交法第57条第2項、大阪府道路交通規則第11条]
- 夜間はライトを点灯 [道交法第52条第1項、大阪府道路交通規則第10条第1項]
- 一時停止の遵守 [道交法第43条]
⇒ 車両等（自転車）は、一時停止の道路標識がある交差点では、その交差点の（停止線）の直前で一時停止しなければならない。



ヘルメット着用

ヘルメット着用の義務はあるのでしょうか？

- 自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメット着用 [道交法第63条の11]
1 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

本年、4月に「道路交通法の一部改正」があり、全ての年齢層の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を努力義務としています。ですので、皆さんも必ずヘルメットを着用しましょう。



頭の形が変わる位の衝撃

頭部以外 頭部負傷62人

ヘルメットが頭部を保護しています

ヘルメット未着用時 骨折に至る力の約4倍！

ヘルメット着用時 骨折に至る力の約4分の1

約7割が頭部を負傷していましたが、全員がヘルメットを着けていませんでした。

自転車事故で亡くなった方の

平成28年～30年の自転車乗用中の死者数90人

ヘルメットで受ける衝撃が大幅に減少

ところで、みなさん！

大阪府警察のホームページを見られたことはありますか？

事件・事故情報をはじめとして、子供を
交通
事故や犯罪から守るための、様々な情報を
掲載しています！

交通事故防止については・・・



大阪府警察ホームページ

「交通情報」をクリックすると、様々な項目が出てきます。

①交通情報

②交通事故発生状況

③あなたのまちの交通事故発生マップ&交通事故発生状況一覧

全体マップをクリックすると、大阪府下全体の地図が出てきます。

ここで、身近に発生した交通事故発生状況を確認することができます。例えば、府警本部のある「中央区」をクリックする



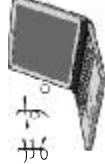
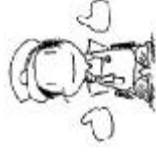
このように、中央区で発生した事故の発生場所が、地図上に記載されています。

ホームページの「自転車対策室からのお知らせ」にも、啓発チラシやルールブックを掲載しています。

その他・・・

- 視聴覚教材（DVD）等の活用
（大阪府交通安全協会が貸出ししています。）
- 交通安全テスト、パワーポイント資料の活用

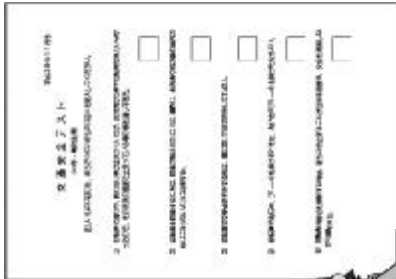
など、様々な方法があります。



【交通安全テスト】

毎月、関係機関を通じて配信しているものです。
大阪府警察ホームページからも、ご覧いただけます。

。問題



。解答・解説



※ 小学生から高校生までに対応した問題を
平成31年1月号から毎月掲載していま
す。

。自転車運転者講習制度の受講命令 [道交法第108条の3の4]

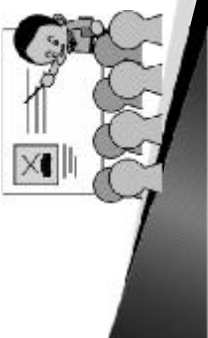
⇒都道府県公安委員会は、次に掲げる規定の違反行為（「危険行為」）を反復してした
自転車運転者に対し、都道府県公安委員会が行う「自転車運転者講習」の受講を命じる
ことができる。

みなさん、知っていますか？

平成27年6月から

「自転車運転者講習制度」

が始まっています！



【中高生のための自転車の交通事故防止2021】

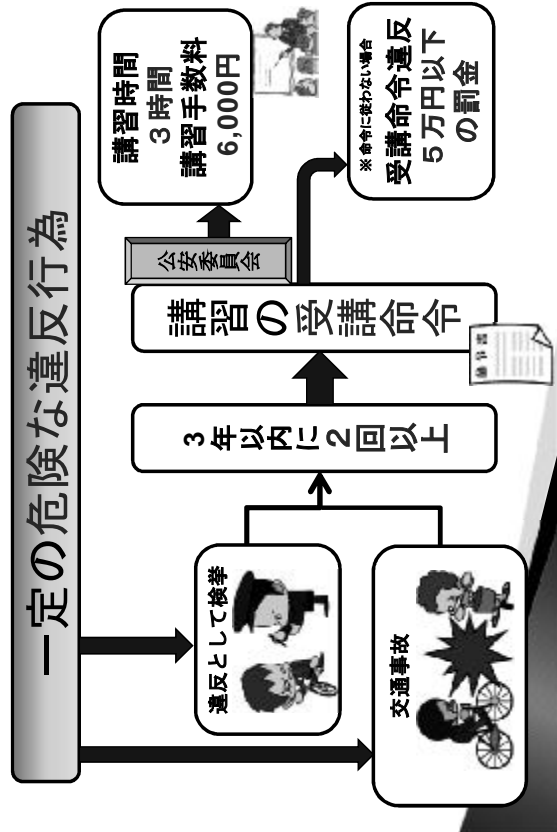
大阪府教育庁等を通じて配信しているものです。
大阪府警察ホームページからも、ダウンロードしていただけます。

主な内容

- ① 自転車関連交通事故発生状況について
- ② 自転車の通行方法について
- ③ 自転車運転者講習制度について
- ④ 自転車保険の加入について



? 自転車運転者講習制度とは・・・



一定の危険な違反行為

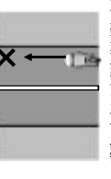
1 信号無視



信号機の赤信号などに従わない行為

赤信号は必ず止まる！

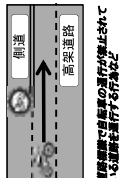
4 通行区分違反



道路の中央から右側帯分を通行する行為や左側に設置された障害物を通行する行為

車道の左側を通行！

2 通行禁止違反



道路標識で自転車の通行が禁止されている道路を通行する行為など

高架道路やアンダーパスでは、標識を確認！

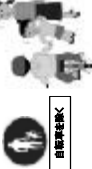
5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害



路側帯の歩行者通行帯を通行する行為や歩行者の通行を妨げる行為

歩行者優先！

3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)



自転車を徐く

商店街等では、歩行者に注意！



左側の路側帯は、通行できませんが、歩行者の通行を妨げる行為は禁止されています！

12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転



ブレーキの性能がつかないか、ブレーキの修理が不良な自転車で走行する行為

ブレーキの点検を行います！

15 妨害運転



(交通の危険のおそれ著しい交通の危険)

他の車両等の通行を妨害する目的妨害運転の対象となる7類型

- 1 通行区分違反
- 2 為ブレーキ禁止違反
- 3 車両阻礙保持義務違反
- 4 進路変更禁止違反
- 5 追越し違反
- 6 警音器使用制限違反
- 7 安全運転義務違反

これらの違反行為で事故を起こした場合は、安全運転義務違反に問われることがあります！



14 安全運転義務違反



ヘルメットやブレーキ等を適切に使用しないことや、安全運転義務違反の観点から、歩行者の通行を妨げる行為として、事故を起した場合は、罰則が課せられることがあります。

- 携帯電話を使用しながら・・・
- 音楽を聴きながら・・・
- 傘を差しながら・・・
- 夜間、ライトをつけずに・・・

6 遮断踏切立ち入り



遮断機が閉じていたり、閉まっているにもかかわらず、踏切を横断する行為

警報器が鳴り始めたから、避らない！

9 現状交差点安全進行義務違反等



現状交差点内を通行する車両等の通行を妨害する行為など

右回りに徐行！

8 交差点優先車妨害等



交差点で右折車に合わせる、直進又は左折車等の通行を妨害する行為

あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。

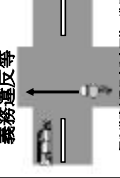
11 歩道通行時の通行方法違反



歩道通行時に歩行者の通行を妨害する行為など

歩道は、歩行者優先！車道寄りを行行。

7 交差点安全進行義務違反等



優先道路を通行する車両等の通行を妨害する行為など

交差点では、安全な速度と方法で進行し、安全確認をしっかりとしましょう。

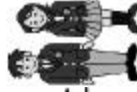
10 指定場所一時不停止等



一時停止の道路標識がある交差点では、その交差点の直前(停止線)で一時的に停止しなければならぬ

「止まれ」の標識は、必ず止まる！

講習制度の対象者は14歳以上



大阪では、35,000件以上 (平成27年6月~令和4年8月末)

自転車の違反で検挙されたり、違反行為を伴った事故を起こしています。中・高校生4人が、講習対象者に！！

令和4年では大阪で260人の方が講習を受講しています。(令和4年8月末現在)



最近、テレビやニュース等でも聞いたことのある方がいるかもしれません...

電動キックボード

を運転するには**原付免許**若しくは**小型特殊自動車**を運転できる**免許**が必要です！

ですので、道路上で運転すると**無免許運転**等の罪に問われる可能性があります。



- ①免許が無ければ運転することが出来ない乗り物！
- ②運転するには、自賠責保険への加入、ヘルメットの着用
ナンバープレートの標示、前照灯等の保安基準の適合！

道路上で乗るには、ハードルの高い乗り物

自転車は手軽に乗れる、とても便利な乗り物です。
しかし、ひとたび事故を起こせば、被害者にも、被疑者にもなり得ます。
自転車に乗るときは

「車両の運転者」

になるということを、しっかりと指導してあげてください。



大阪府警察本部自転車対策室

【MEMO】

【MEMO】

【MEMO】